

# 第1部 総論

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

#### 1 計画策定の背景と目的

近年、我が国では、急速な少子化の進行や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子どもの育ちや子育てをめぐる環境が変化しています。

このことから、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、子どもの健やかな育ちと子育てを支えていくことが、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つとなっています。

このような状況等を踏まえ、子育て家庭に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。

子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組みとなる「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実などを目指すこととなります。

また、子ども・子育て関連3法の一つ「子ども・子育て支援法」で、市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられました。

幕別町においては、子ども・子育て支援は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、「幕別町次世代育成支援行動計画」及び「幕別町子どもの権利に関する条例」を踏まえながら、国の考え方に即し「幕別町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

#### 2 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村が定める計画の期間を、5年を1期としていることから、平成27年度から平成31年度までを「幕別町子ども・子育て支援事業計画」の期間とします。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幕別町次世代育成支援行動計画 (後期計画)									
					幕別町子ども・子育て支援事業計画				

### 3 計画の対象

幕別町に住所のある「子ども」及び「保護者」を対象とします。

・「子ども」とは

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を言います。

・「保護者」とは

親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者を言います。

## 第2節 計画の位置付け

幕別町では、次世代育成支援対策推進法に基づく「幕別町次世代育成支援行動計画」の後継計画と位置付けるとともに、「第5期幕別町総合計画」を上位計画として、「幕別町地域福祉計画」や「幕別町障がい者福祉計画」、「まくべつ健康21」、「幕別町生涯学習中期計画」等の個別計画との整合性を図ります。

## 第3節 計画の策定及び推進体制

### 1 幕別町次世代育成支援対策地域協議会での審議の実施

子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたり、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

幕別町では、次世代育成支援行動計画を定めるにあたり設置した、次世代育成支援対策地域協議会を活用し審議を行いました。

なお、子ども・子育て支援事業計画策定までの経緯は、37ページの資料編に掲載しています。

### 2 子育て世帯へのニーズ調査

#### (1) 調査目的

子ども・子育て支援法には、子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって市町村が行うべきことを以下の①から③のとおり規定しています。

① 子ども・子育て支援事業計画には、「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載し、「量の見込み」は、保育所や幼稚園、子育て支援事業等の現在の利用状況及び今後の利用希望を踏まえて設定する。

② 子ども・子育て支援事業計画は、子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案して作成する。

③ 子ども・子育て支援事業計画は、子ども及びその保護者の置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するように努める。

幕別町では、子育て家庭の教育・保育施設や子育て支援事業の利用状況及び利用希望等を把握することを目的に、就学前児童と小学校3年生の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

## (2) 調査概要

ニーズ調査は、平成25年11月30日現在、住民基本台帳にある就学前児童全員及び小学校3年生の児童全員を対象に、郵送による配布と町立認可保育所・小学校を通じた配布の2通りの方法により対象家庭に配布し実施しました。

調査結果の詳細は、別冊「子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査集計表」に掲載しています。

対象区分	対象世帯	調査期間	回収世帯数	回収率
就学前児童	就学前児童のいる世帯1,077世帯 (H25.11.30現在)	平成26年1月8日 から 平成26年1月29日	686世帯	63.7%
小学校3年生	小学校3年生のいる世帯231世帯 (H25.11.30現在)	平成26年1月20日 から 平成26年1月29日	195世帯	84.4%

## 3 パブリックコメント

本事業計画をより良い計画とするために、次のとおりパブリックコメントを実施し、町民の皆さんから広く意見を募集しました。

名称	募集期間	案を設置した場所	提出件数 (提出者数)	結果の公表
子ども・子育て支援事業計画(案)	平成26年 11月25日 ～ 平成26年 12月25日	・役場1階ロビー ・忠類総合支所 1階ロビー ・札内支所 ・糠内出張所 ・保健福祉センター ・忠類ふれあい センター福寿 ・町ホームページ	意見の提出はありませんでした。	—

## 4 計画の点検及び評価

次世代育成支援対策地域協議会において、毎年、本事業計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

また、計画の実施状況、点検、評価については、町のホームページ等において公表します。